構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

岐阜市

2 構造改革特別区域の名称

岐阜市きれい・すっきり簡易除却モデル特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜市の区域の一部 (別紙による)

4 構造改革特別区域の特性

(1)岐阜市の将来都市像を実現する上で特に美観風致の維持を必要とされ る区域

岐阜市中心部に位置する長良川・金華山の自然、岐阜市の歴史を代表する岐阜城および現在の岐阜市をかたちづくった岐阜城下町・加納城下町などの歴史的な街並み、県都として地域の文化・情報・産業・行政の中心的役割を担っている中心市街地を守り、発展させていくために、「長良川プロムナード計画」など、様々な施策が展開されている。また、地域の住民で構成されるまちづくり会などの活動も積極的に行われている地域でもある。

- ・長良川プロムナード計画策定地域(南東部)
- ・まちづくり総合支援事業区域(都心北部・北部)
- ・岐阜市中心部地域都市・居住環境整備重点地域(中心市街地)
- ・都市再生緊急整備地区(岐阜駅北地区・柳ヶ瀬周辺地区)
- ・交通バリアフリー区域(南西部)
- (2)違反広告物の掲出が多く、かつ、住民からの情報提供が多い区域 当該区域は、違反広告物の掲出が多いため職員パトロールによる簡易 除却の頻度が高い。また、違反広告物に対する住民の関心も高く、情報 提供の多い地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 簡易除却要件の緩和により、現行の屋外広告物法の規定では簡易除却対象外の違反広告物への対応が速やかになる。
- (2) 違反広告物を減少させることにより、中心市街地の魅力と利便

性を向上させることを目的とした以下の「まちなか回遊路整備事業」のより効果的な実施が可能となる。

・サイン整備計画

車両系・歩行者系の現在地確認サインおよび施設誘導サイン等を整備し、すべての人がスムーズに活動できるまちづく りを支援する。

・ ベンチ設置計画

公園や歩道のある幹線道路を中心にベンチを設置し、歩いて楽しいまちづくりを目指す。

・ レンタサイクル社会実験

廃棄自転車を再利用し、中心市街地のステーション(3ヶ所)で無料レンタルし、都心部における回遊性を高める。

(3) 岐阜駅周辺の景観を良好に整備し、来訪者や地元住民に、簡易 除却要件拡大の先例を示すことにより、岐阜市のモデル的な取り 組みを全国に発信する。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 「まちなか回遊路整備事業」の妨げとならないよう、交通の安全性を 無視して路上などに設置されているのぼり旗や置き看板などを簡易除 却する。
- (2) まちづくりに関する地域の自主的な活動や官民協働の活動を促進させるために、美観を阻害するのぼり旗や置き看板などを簡易除却し、 良好な街並みや居住環境などを維持する。
- (3) 違反広告物に関する通報に速やかに対応することにより、住民サービスを向上させる。
- (4) 当該構造改革特別区域において違反広告物を減少させ、良好な景観が 維持されるなどの成果をあげることによって、屋外広告物の掲出に対す るモラルを岐阜市全域で向上させる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反広告物の減少が見 込まれる。

	認定前(H15)	認定1年後(H16)
違反簡易広告物総数	4,150	1,870
現行法で除却可能な物件	1,800	800
要件緩和により除却可能になる物件	1,350	70
その他	1,000	1,000

(2) 地域の景観形成に向けた活動促進および地元住民等の景観に対する 意識の向上

岐阜市においては、平成8年の中核市移行時に都市景観条例と屋外 広告物条例を制定し、市民・企業・行政が相互の役割分担と協力関係 のもとに、美しい街並みや緑豊かな自然との調和の取れた質の高い都 市景観の形成を総合的かつ計画的に進めている。

また、岐阜市全域において、違反広告物の通報協力および屋外広告物規制についての啓発を市民が行う屋外広告物啓発協力員制度を平成11年から実施しており、その活動によって、屋外広告物規制に対する住民等の関心が高まっている。

これらの施策および住民活動を有効に機能させるためにも、当該構造改革特別区域において違反広告物を減少させ、良好な景観、住環境等を整備することは重要である。さらに、屋外広告物が景観形成の重要な要素の一つであることを来訪者や地域住民等に認識してもらい、地域住民などのまちづくり活動の一つとして、違反広告物の街頭指導などの屋外広告物に関する取り組みが活発になることが期待される。

8 特定事業の名称

- 1 2 0 9 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観 風致維持事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団 体が必要と認める事項
 - (1)屋外広告物法第7条第3項又は第4項に基づく簡易除却事務
 - (2)都市再生緊急整備地域の指定と再開発の推進

「都市再生特別措置法」に基づく都市再生緊急整備地域の指定(岐阜駅・柳ヶ瀬通周辺地域約30ha)により、都心部の民間再開発事業を集中的に推進

(3)まちなか回遊路整備事業

- ・ サイン整備計画 現在地確認サインおよび施設誘導サイン等の整備
- ・ ベンチ設置計画 公園や歩道のある幹線道路を中心にベンチを設置
- ・ レンタサイクル社会実験 廃棄自転車を再利用し、中心市街地で無料レンタル
- (4)長良川プロムナード計画

長良川右岸の自然・歴史景観を生かした遊歩道の整備

(5)交通バリアフリー法に基づく岐阜市南西部の交通バリアフリー事業

別紙

1 特定事業の名称

1 2 0 9 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致 維持事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

岐阜市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年12月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を、市職員自らまたは委任した者により、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

当該構造改革特別区域は、違反広告物の掲出が多く、かつ、行政の簡易除却にかかる市民の協力体制が整っている区域および岐阜市の将来都市像を実現する上で特に美観風致の維持を必要とされ、かつ、地元住民等の景観に対する意識が強い区域(まちづくり会の活動や屋外広告物啓発協力員などの通報が多い)であること等から、美観風致を維持するために屋外広告物法の特例措置の適用が特に必要がある区域と認められる。(詳細は別添のとおり)

また、設定区域も屋外広告物法第4条第1項第1号又は第2号に掲げる 地域又は場所が相当部分となっている。(詳細は別添のとおり)

美観風致を維持するために特に必要があると認められる根拠

・ 中心市街地 (商業・近隣商業地域)

岐阜市の表玄関である JR 岐阜駅から商業の中心である柳ヶ瀬地区に至る地域は、岐阜市や周辺都市を含む広域圏の都心機能を担ってきた。近年、郊外化の進展やアパレル産業の低迷により都心空洞化が進んでいるが、都市再生総合整備事業の適用を受け、「広域的な集客力を高める拠点の整備」「都心居住の場の整備」「快適にまち歩きを楽しめるネットワークの整備」を目標として、まちづくりを推進している地域である。

また、JR 岐阜駅南部に位置する加納地区は、鉄道高架事業に伴う駅周辺整備により、JR 岐阜駅高架下に図書館、生涯学習施設等が整備されている。また、岐阜市緑の基本計画で緑化重点地区に指定し、駅前広場から清水川沿いに続く水と緑を緑地拠点として位置付け、連続した質の高い自然・水・緑の空間整備を計画している。地元住民等による自主的な景観保全のための活動も盛んな地域である。

・ 都心北部 (住居地域)

長良川プロムナード計画地域と柳ヶ瀬を結ぶ地域であり、両地域の一体的な活性 化を目指すために交通環境等のネットワークの形成を推進している。

· 北部 (住居·風致地域)

自然環境に恵まれた地域であるが、住宅市街地促進型 B 地区として分類されている。「良好な交通網をいかした活力ある中層住宅地の形成」を目標として、土地区画整理事業など住民主体のまちづくりが地区内各地で進められている。

また、当地域は生命科学の重要拠点として位置付けられており、岐阜大学や岐阜 薬科大学との連携を機軸に学術・研究機能の一層の集積を図っている。

当地域には東海環状自動車道のインターチェンジが計画されており、交通網の整備も進められている。

・ 長良川・金華山周辺 (風致・住居・商業地域)

長良川の一部分「世界イベント村岐阜」から長良川温泉旅館街に面する長良川 右岸と玉井町から鵜飼大橋までの河畔をゆったりと散策できる長良川プロムナー ド整備計画を進めている地域である。

長良川・金華山一帯は、観光客が鵜飼などを観覧する場であると同時に、豊かな 自然環境に囲まれ、市民が自然にふれあうことのできる安らぎの場でもある。また、 地元住民により構成されるまちづくり会などの団体が自主的に景観保全のための 活動を行っている。

・ 南部 (住居・準工業地域)

美術館や図書館などの公共施設が集中、文化・芸術等の集積が進められており、また、副都心地区としての機能の向上を目指している。JR 西岐阜駅は、交通バリアフリー法における重点整備地区として整備計画が進められている地区でもある。

・ その他の地域

住居専用地域およびその周辺・道路の沿道ともに違反広告物が多く、地元住民からの違反広告物の除却要望も多い。長良川に隣接する百々ヶ峰は、風致地域ではあるが中央を観光道路が走っているため人々の往来が多く、より一層美観風致の維持に努める必要がある。

相当部分面積根拠

相当部分(ha)	その他部分(ha)	計(ha)	相当部分割合(%)
4,821.00	3,004.05	7,825.05	6 1 . 6